

岩手県野球協会組織運営特別委員会規程

第1条 岩手県野球協会（以下「協会」という。）の組織運営の適正化及び合理化推進に関する重要事項を調査審議するため、組織運営特別委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

2 委員会は、会長の諮問に応じ、組織運営の改善に関する基本的事項を調査審議して会長に答申し、又は意見を述べることができる。

第2条 委員会は、協会理事会において選任された13名以内の委員をもって組織し、委員は、岩手県野球協会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 委員の任期は、協会役員の任期による。

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選とする。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 委員会の審議事項は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年3月2日から施行する。